

ハーグ条約の締結に当たっての具体的な検討課題

第1 子の返還手続関係

1 判断機関

子の返還の判断は、司法当局と行政当局のいずれにより行うか。

* 子の返還手続を裁判手続によることでよいか。

2 採用する手続

条約上の義務を担保するための手続としては、いかなる性質の手続を設けるべきか。

* （以下、裁判手続によることを前提に、）非訟手続によることでよいか。

3 管轄

どこの裁判所が事件を管轄するか。

* 子の住所地を管轄する家庭裁判所とすることでよいか。また、管轄を集中することによいか。

4 移送

移送について、どのような規律を設けるか。

5 裁判所の構成

裁判所の構成を一人制にするか、合議制にするか。

6 除斥及び忌避

除斥及び忌避について、どのような規律を設けるか。

7 当事者適格

誰が手続の当事者となるのか。

* 監護権を侵害して子が連れ去られたか又は拘束されていると主張する者を申立人とし、現に子を監護している者を相手方とすることでよいか。

* 中央当局は、申立人とならないことでよいか。

8 当事者能力及び手続行為能力

当事者能力及び手続行為能力について、どのような規律を設けるか。

9 参加

参加について、何らかの規律を設けるか。

* 中央当局の参加をどのように考えるか。また、子の参加を認めるか。

10 代理人

代理人について、どのような規律を設けるか。

- * 原則として、代理人を弁護士に限ることでよいか。また、弁護士強制は認めないことでよいか。

1 1 裁判費用

裁判費用（執行費用も含む。）について、どのような規律を設けるか。

- * 条約第42条に基づいて条約第26条第3項の留保をすることを前提に、申立人が申立ての手数料を納めるとともに必要な費用の概算額を予納することでよいか。
- * 条約第25条の規定を担保するために、子の返還のための手続に要する費用について、どのような規律を設けるか。

1 2 公開・非公開

審理手続の公開・非公開について、どのような規律を設けるか。

- * 審理手続を非公開とすることでよいか。

1 3 裁判記録の閲覧等

裁判記録の閲覧等について、どのような規律を設けるか。

1 4 送達

送達について、どのような規律を設けるか。

- * 相手方（及び子）の国内における所在が不明の場合に、公示送達により対応することについて、どのように考えるか。

1 5 手続の併合・分離

手続の併合・分離について、どのような規律を設けるか。

1 6 手続の中断・受継

手続の中断・受継について、どのような規律を設けるか。

1 7 手続の中止

手続の中止について、どのような規律を設けるか。

1 8 申立ての方式等

申立ての趣旨、申立書に記載すべき事項及び添付すべき書類をどのように考えるか。

- * 一方当事者から提出された資料を他方当事者に送付するか。
- * 例えばDV事案の場合において、申立人が相手方の住所・連絡先等の情報を把握できない場合においても、申立てを行うことを可能とするか。

1 9 証明責任

主張責任、証明責任について、どのような規律を設けるか。

- * 子の返還事由については、申立人に証明責任を、子の返還拒否事由については、相手方に証明責任を認めることでよい。
- * 返還拒否事由の判断に中央当局を通じて得られた資料を使う場合、それと証明責任との関係はどのように整理すればよい（20参照）。

20 裁判資料の収集方法

裁判資料の収集方法について、どのような規律を設けるか。

- * 原則として、当事者が裁判資料を収集し、裁判所に提出することでよい。
- * 裁判所が職権で事実の調査又は証拠調べをすることもできることでよい。その場合、条約上、当事者による立証が要請されている要件（条約第12条2、第13条1(a)及び(b)）についての裁判資料の収集方法について、どのように考えるか。
- * 中央当局間の協力を通じて得られた情報をどのように裁判資料にするか。

21 裁判資料の収集手続

裁判資料の収集手続について、どのような規律を設けるか。

- * 例えば、何らかの証拠制限を設けるか。また、文書提出命令の制度を設けるか。

22 中央当局の協力・調査

中央当局の協力・調査について、どのように考えるか。

- * 子の返還を求める裁判手続の進行状況を中央当局が把握しておく必要が生ずるが、その方法はどのようにするか。
- * 当事者からの申請や裁判所からの嘱託により、我が国の中央当局の協力・調査が必要な場合も考えられるが、その方法はどのようにするか。

23 裁判官ネットワーク

他国の裁判官との連携について、どのように考えるか。

(注) 現在、43か国の締約国が裁判官ネットワークに参加しており、裁判官同士で情報交換・調整が行われる場合がある。

24 子の意見聴取

子の意見聴取方法について、どのような規律を設けるか。

- * 家裁調査官の利用について、どのように考えるか。

25 条約第11条

条約第11条（迅速な処理）をどのように担保するか。

- * 遅延理由の照会と遅延理由の説明をどのようなルートとするのが相当か。

26 条約第14条

条約第14条（外国法と外国の決定の考慮）をどのように担保するか。

27 条約第15条

条約第15条（不法性の証明）をどのように担保するか。

- * 専ら外国から日本への子の連れ帰りの事案において不法性の証明を要求する場合、そのための手続としてどのようなものが考えられるか。
- * 日本から外国への子の連れ去り事案において、申請者が不法性の証明を得られるようにすべきか。

28 条約第16条

条約第16条（監護権の実体に関する判断）をどのように担保するか。

- * 子の監護権についての裁判手続の中止の規定を設けることでよいか。設ける場合、中止される裁判手続の範囲について、どのように考えるべきか。

29 条約第17条

条約第17条（監護権に関する決定の存在）をどのように担保するか。

- * 条約第17条と同旨の条文を設けることが相当か。

30 裁判

返還命令の主文としては、どのようなものが考えられるか。

- * 子の常居所地国への返還を命ずる主文について、どのように考えるか。
- * undertakingについて、どのように考えるか。

（注）英米法系の裁判所は、返還の障害となる事由を除去する用意のある旨の申立人による約束を考慮して返還を命ずることがあり、このような約束のことをundertakingと呼んでいる。

31 裁判の効力の発生

裁判の効力の発生について、どのように考えるか。

- * 裁判の確定により効力が発生するものとすることでよいか。

32 裁判上の和解、取下げ等

和解や申立ての取下げについて、どのような規律を設けるか。

- * 例えば、取下げは返還手続のどの段階においても無条件にできるということによいか。

33 不服申立て

不服申立てについて、どのような規律を設けるか。

- * 即時抗告、特別抗告、許可抗告が考えられるがどうか。
- * 第二審は続審であり、事実審ということによいか。
- * 抗告権者についてはどのように考えるか。

3 4 子の返還の強制執行

子の返還の強制執行について、どのような規律を設けるか。

＊ 裁判所が行う強制執行としては、間接強制によることでよい。

3 5 調停

子の返還の調停の在り方について、どのように考えるか。

＊ 調停による解決を導入するか。導入する場合の調停機関をどのように考えるか。

＊ 中央当局がどのように関与するか。

3 6 保全処分

子の返還について、何らかの保全処分を設ける必要があるか。

第 2 子の返還事由・返還拒否事由

子の返還事由・返還拒否事由について、どのような規定を設けるか。

＊ 裁判規範としての明確性の要請や、当事者の予測可能性の確保という観点から、条約第 1 2 条及び第 1 3 条の規定を踏まえ、子の返還事由・返還拒否事由を具体的に明記することでよい。

第 3 面会交流関係

条約第 2 1 条に規定されている接触の権利について、裁判手続に係る規律を設けるか。

＊ 特段、裁判手続において、面会交流に関する規律を設けないことでよい。